



遅刻 基準とカウント

詫間中生のほとんどの人は遅刻をしていませんが、そうでない人がいます。中には、遅刻することが平気になっているように思える人もいます。日本の一般社会では、遅刻する人は基本的に信用されません。さまざまなことによく頑張っている詫間中生が、もったいないです。そこで令和8年度から、**8：10始業開始**に遅れた場合をしっかりと遅刻としてカウントします。その基準を明確化し、全校共通とします。



8：10の開始のチャイムの鳴り始めの時点で、教室の自席に着席をしていることを基準とする。



自席に着席とは…

どのような天候であろうと、登校中のすべての信号が赤で止まろうと各自が計算して（考えて）毎日、間に合うように登校。登校したらさわやかなあいさつとともに荷物を整理・整頓し、1時間目の授業準備をしてロッカーにかばんをしまい着席しておく（別に5分前集合を呼びかけるというものではない）。

- ◇ 欠席及び遅刻は学級担任（もしくは副担任）が、出席簿にペンで記入する。
- ◇ 遅刻が続く、もしくは多い（月に複数など）場合は、保護者に連絡する。
- ◇ 理由が病気やけがであろうと遅刻である（病気や通院で欠席したのと同じ）。
- ◇ 委員会や生徒会役員などの役割により、場合によって（特殊な事情で）教室以外の別の場所で活動していることもあり、それはその場所で集合しているかどうかを基準とする。
- ◇ 遅刻した場合、入室時に学級担任（もしくは副担任）に本人が理由を申し出てから着席する。
 <例> 寝坊した、着替えに手間取った、忘れ物に気づき探していた…など
- ◇ 故障などで8：10のチャイムが鳴らなかった場合、教室や教員などの時計により常識の範囲で判断する。
- ◇ 宿泊学習や修学旅行、校外学習などで集合場所が教室以外（多目的ホールや運動場など）は、クラスで整列して腰をおろしている状態を基準とする。
- ◇ 原則として、授業遅刻も上記同様とする。
 （前の授業が著しく超過した場合は、前の授業者が判断する）

遅刻回数（8：10時点）は学期末懇談会で通知表に記載